

台風接近等の対応について 6月改訂版

西東京市教育委員会では、台風接近等の際、児童・生徒の安全を最優先とし、以下の方針に従って対応いたします。ご理解とご協力をお願いいたします。

1 臨時休校等の判断について

(1) 連絡するタイミング

- ①前日の正午過ぎ
- ②当日朝6時過ぎ

(2) 連絡方法

- ①学校からの「すぐーる」による連絡
- ②市ホームページへの掲載

(3) 基準等について

市に発表された警報等の種類	前日正午 時点	当日朝6時 時点
警戒レベル5 (大雨、河川氾濫、土砂災害) 警戒レベル4 (大雨、河川氾濫、土砂災害) 大雪特別警報 暴風特別警報 熱中症特別警戒アラート	左記の予報が登校時間帯に出る可能性が高い場合「臨時休校」	左記の予報が出ている、又は、登校時間帯に出る可能性が高い場合「臨時休校」
警戒レベル3 (大雨、河川氾濫、土砂災害) 大雪警報 暴風警報 熱中症警戒アラート	左記の予報が登校時間帯に出る可能性が高く、且つ、線状降水帯の発生等、児童・生徒の安全確保が難しい場合「臨時休校」	左記の予報が出ている、又は、登校時間帯に出る可能性が高く、且つ、線状降水帯の発生等、児童・生徒の安全確保が難しい場合「臨時休校」

※ただし、台風の進路や速度によっては、全校で登校時間を遅らせる等の判断をする場合もあります。

※臨時休校の場合、登校時間帯以降に警報等が解除された場合も、その日の市立小中学校における全ての教育活動は行いません。

2 通常登校時の対応について

通常登校の場合、児童・生徒の登校後、学校が学区等の状況を踏まえて、下校時刻の繰り下げ、繰り上げ等の判断をする場合があります。その際は学校から「すぐーる」等によりご連絡いたします。

3 通常登校時の保護者判断による遅刻・欠席について

- ・遅刻して登校させる場合や登校しない場合は、学校へ「すぐーる」等でご連絡ください。
- ・お子様の安全確保を理由に、遅刻して登校させる場合や登校しない場合は、「遅刻」あるいは「欠席」扱いにはなりません。

4 臨時休業時の学童クラブの対応について（子ども若者部児童青少年課）

- ・学校が臨時休校となった場合は、原則、学童クラブを1日指導日として開所します。利用する場合は、保護者等による送迎が必要です。
- ・ただし、気象状況や市内の状況等により、安全確保が困難と判断した場合は、学童クラブを臨時閉所します。詳細は、「安心でんしょばと」等によりお知らせいたします。